

区制施行70周年記念誌

「TOSHIMA2002」としま街博物館」を刊行しました

区制施行70周年を記念し、区の70年の歩みと現在の街の表情を一冊にまとめました。豊島区のまま、さまざまな魅力をつのテーマで構成し、「としま街博物館」として紹介します。

- ◆内容：
 - 第1部・街物語館 10のエリア別に街の素顔、横顔を写真で紹介
 - 第2部・街美術館 大学生、小学生から見た街の表情、街角アート
 - 第3部・街雑学館 祭り歳時記、地名辞典等
 - 第4部・街歴史館 写真でたどる区の歩み
 - 第5部・街資料館



統計データ、都市宣言
 ◇規格：A4判・100ページ
 ◇頒布場所等：区政情報コーナー（区役所分庁舎A館）、郷土資料館
 ◇詳細：広報係 ☎3981-1444

福祉

ケアハウス菊かおる園の入居補欠者を募集します

ケアハウスとは、高齢者が自立した生活を維持できるように配慮した居住施設です。今回は空室が生じた場合の入居者の募集です。

- ◇所在地：西果嶋2の30の19
- ◇募集期間：1月30日～2月6日（2月2日(日)は除く）
- ◇募集人数：5名（一人用居室）
- ◇申込資格：次のすべてに該当する方
- ①2月18日現在60歳以上
- ②区内に引き続き5年以上在住している
- ③自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、家族による援助が困難である
- ④使用料が支払える
- ◇使用料：月額10万4千200円
- ◇前年の収入（16万1000円）
- ◇入居方法：抽選による
- ◇順位を決定し、空室が出しだい

いお知らせします。なお補欠者の有効期間は一年です。申込み：連帯保証人とともに本人が当園に申込書（1月27日から当園および高齢者福祉課で配布）を持参。

◇詳細：菊かおる園 ☎3576-2226、高齢者福祉課 ☎3981-1749

税

豊島区法定外税検討会議 第二部会(ワンルームマンション税)を開催します

1月28日(火) 午後7時～9時
 上池袋コミュニティセンター1(健康プラザとしま7階) ※傍聴可。当日直接会場へ。
 ◇詳細：税制担当係 ☎3981-1376

保険・年金

国民健康保険加入者の方へ 高額療養費が支給されます

病気やけがなどで医療機関にかかり、支払った医療費の自己負担分が一定の金額(自己負担限度額)を超えたとき、その超えた分があとで高額療養費として支給されます。

◇自己負担限度額：左表のとおり
 ※毎月医療機関(総合病院は各診療科ごと)入院・通院別に計算します。ただし、差額ベッド

代等保険対象外のもの、および食事療養費の負担金は除きます。◇申請方法：診療月の2～3か月後に「高額療養費の申請について」という通知文を送付します。

子育て・教育

生涯学習活動支援の指導者・講師を募集します

◇対象：次のいずれかの方

- ①指導者、講師としての経験がある
- ②資格、免許がある

◇申込み：往復はがき(8面はがき記入例参照。Eメールアドレス、指導できる内容も記入。事業名は「人材情報登録希望」で、2月12日(必着)までに「生涯学習課社会教育係」(あて先上部欄外参照)へ。

大工さんを紹介いたします

住宅等の修繕、改築などを考えているが職人さんが見つからないという方に、区内の建築組合を通じて施工業者を紹介いたします。屋根、門、物置、植栽など何でもご相談ください。

◇詳細：街づくり公社 ☎5992-3329

くらしのポケット

前払いした入学金・授業料を返してほしい

相談事例

①国立大学の受験が不合格となったので、予備校に数学などの講座の1年分の追加申込みをした。しかし、私立大学に入学することにしたので、講座開始前に追加分の返金を求めたが断られた。

②専門学校に合格し、1年分の授業料と入学金を支払った。その後第1志望校に合格したので返金を求めたが断られた。

大学受験などで、第1志望校の発表の前に、授業料や入学金の納入期限がくる学校等があり、万が一を考え支払ってしまうことがあります。その後、第1志望校に合格した場合、既に納めた費用は、返金されてもよさそうですが、学校の募集要項に「一度納入したものは一切返金しません」とあり、多くの方はあきらめて

しまいます。消費者契約法では、契約解除するときの違約金を平均的損害額を超える部分は無効としています。

この相談事例でも、契約解除による平均的損害額を超える部分は無効となり、消費者に返還しなくてはなりません。予備校や、専門学校では、その人が契約解除したからといって授業料などの具体的な損害が発生したとはいえません。

また、入学金は入学に対しての必要な事務経費であると考えられるので、この事務経費を大きく超える部分の違約金は問題があるといえるでしょう。

最近、大阪や東京などで、大学の入学金・授業料の返還訴訟が起こされています。文部科学省では、私立大学の入学金を除く授業料等の取り扱いについて、入試要綱の見直しを求める通知を出しています。

消費者契約法は消費者の利益を守る新たな民事ルールです。規約などに「一切返金しない」と書かれていても、法外な損害金の請求には明細などを請求し、返還の交渉をすべきでしょう。

◇詳細：消費生活センター ☎3984-5515

〈自己負担限度額表〉

●70歳未満の方

区分	自己負担限度額	
	年間支給回数3回まで	4回目以降
一般世帯	72,300円+ (かかった医療費-361,500円) × 1%	40,200円
上位所得の世帯	139,800円+ (かかった医療費-699,000円) × 1%	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※「上位所得の世帯」とは、基礎控除後の所得が670万円を超える世帯
 ※住民税の申告をされていない方は、上位所得として計算されます。

●平成14年10月1日以降に70歳になった方 (高齢受給者証をお持ちの方)

負担割合	自己負担限度額	
	個人(外来のみ)	世帯(入院+外来)
一定以上所得者	2割	72,300円+ (かかった医療費-361,500円) × 1% (4回目以降40,200円)
		40,200円
一般	1割	12,000円
		8,000円
低所得者(住民税非課税)	I	24,600円
		15,000円

※低所得者I・IIの方が入院するときは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、申請してください。

豊島区は交通安全宣言都市です

交通事故に遭わないように気をつけましょう

夕暮れに安全願いのライト・オン

平成13年に区内で起きた交通事故のうち、最も事故の多かった時間帯は午後4時から6時までの間でした。また、死亡事故5件のうち、4件は夜間に起きていました。

運転者の皆さんへ

●薄暮時は明暗のコントラストが弱まり、周囲が見えにくくなります。自動車も自転車も早めにライトを点灯しましょう。前方確認のため、歩行者や対向車などから発見されやすいという2つの面で効果があります。

●薄暮時は交通量が多くなるのと同時に「先を急ぐ心理」が働き、事故が起きやすくなります。ゆとりを持って注意深く運転しましょう。

●夜間はドライバーから歩行者が見えにくくなります。外出時は明るい色の服装を心掛けてみましょう。靴やカバンに反射材を付けるのも効果的です。

◇詳細：交通安全係 ☎3981-4856

よりよい地域づくりへの提言 パートナーシップの確立に向けて

「区民と行政とのパートナーシップ会議」から 提言を受けました

住民と自治体の関わり方として、「協働」という言葉がしばしば使われます。区は、区民との協働を積極的に進め、新たな区政運営システムを確立していきたいと考えています。現在区が策定中の基本構想・基本計画においても、この考え方を中心的な課題として位置付けていく予定です。

今回の提言は、これからの地域づくりと区政運営に関する区民の意見をまとめたものです。この中では、「協働」を「パートナーシップ」という言葉で整理しています。

◆詳細：地域振興担当係 ☎3981-0479

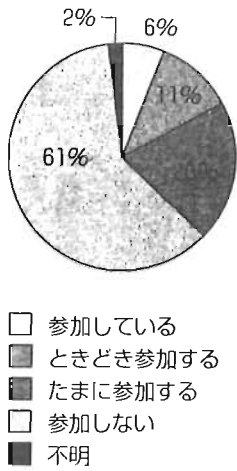
提言の経緯

区では、平成12年10月に「新生としま改革プラン」を策定し、区民と協働して地域の活性化に努めてきました。その一環として、平成13年7月、地域で活動している団体の代表者や公募区民からなる「区民と行政とのパートナーシップ会議」を設置しました。会議では、2年間かけて、区民とのパートナーシップによる地域づくりを進めるため、区民の地域活動に関わる基本的方向とそのあり方を検討してきました。

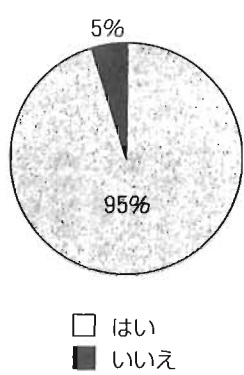
このたび、「よりよい地域づくりへの提言」パートナーシップの確立に向けて「と題する提言を受けました」

豊島区住民意識意向調査

【問】 あなた自身は、町会や自治会、子ども会、ボランティアなどの地域活動に参加していますか。



【問】 今後、地域活動をする時間を増やしたいとお考えですか。



● 行政によるサービスの枠を超えて、地域活動団体による公益的な活動が行われ始めています。

● 特別区が基盤的自治体として

いる人たちがたくさんいます。このような人たちが、気軽に地域社会と関わりを持てるような仕組みを作る必要があります。

地域活動団体相互の交流とネットワークづくり

「地域活動団体」と一口に言っても、ボランティア団体のほか、町会などの地縁団体、学習団体、スポーツ団体など様々な団体があります。これらの団体が、日常的な交流を行う中で、今までの地域活動がさらに広がりを持ち、新しい活動へと発展していく可能性があります。このため、地域活動団体相互の交流やネットワークづくりを推進することが必要です。

パートナーの特性を生かした役割分担

区では、多くの人々に長い間同じようなサービスを提供できます。一方、地域活動団体は、さまざまな要望に柔軟に対応することが出来ます。

これからの地域社会では、区と地域活動団体がそれぞれの特性を生かした役割分担の下に、責任を持った活動を行っていくことが求められています。

区の姿勢や仕組みの見直し

区の主導の下で、区政に参加・協力するだけでは、パートナーシップとは言えません。一人ひとりが自覚を、決定し、実

① 地域活動団体の活動拠点の設置

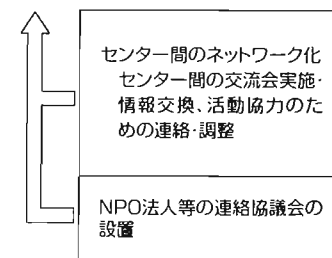
活動拠点として、「パートナーシップセンター(仮称)」の設置を希望します。センターは、区民が気軽に立ち寄り利用することができるよう、既存の区施設や商店街の空き店舗を活用して、身近な地域に複数設置してください。

センターは公設民営とし、区から施設を提供してもらったうえで、地域活動団体や区民が自主的に運営していきたいと思えます。(左上図参照)

② 地域活動団体相互の交流・ネットワークづくりの推進

相互の交流を促進し、ネットワークの形成を行っていきます。

地域活動団体相互のネットワークづくり



③ 地域活動団体の人材育成・人材確保の支援

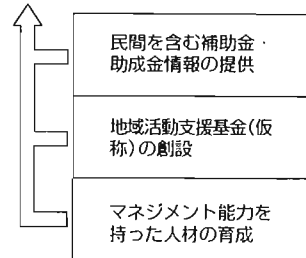
団体の規模が大きくなると、組織を運営・維持していくための様々な仕事が出てきて、人材が必要になります。

人材については、育成と確保という二つの側面から対応を考える必要があります。

④ 地域活動団体の資金確保の支援

団体運営に必要な資金の確保は、本来個々の団体が責任を持つて行うものです。このため、区は補助金や助成金を交付するのではなく、資金を確保するための情報提供等を行っていただきます。

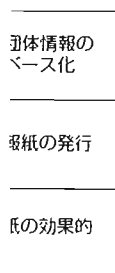
団体の活動資金確保のための基盤の確立



⑤ 地域活動団体の情報収集・伝達・PRの支援

区内には様々な団体があるという情報を区民や地域の人たちにPRするとともに、各団体が団体としての情報公開を進めることが必要です。

公開の推進



⑦ 区政運営システムの見直し

区の組織や仕事の進め方にも課題があります。次のような点を見直す必要があります。

- ・ 地域活動に関する専門の相談窓口の設置
- ・ 総合的・横断的な検討
- ・ 区政情報の積極的な提供
- ・ 区が実施する事業について委託を含めた積極的な対応
- ・ パートナーシップの推進に向けた職員の意識改革

終わりに

パートナーシップを進めるうえで、区民や地域活動団体、区とそれぞれの立場や特性を正しく理解することが必要です。区が一方的に指示・命令をするような関係ではパートナーシップとは言えません。対等な立場で相互が納得するまで議論し、合意を形成するというプロセスが重要なのです。

提言をご覧になれます

◇配布場所：〒文青報コーナー

わが家の健康

ウイルス性肝炎

肝臓は、消化を助ける液を出したり、血液中の悪い物を壊したり、栄養分を貯えたりする大切な臓器です。

肝臓をつくっている細胞が壊れて、肝臓の動きが悪くなる病気が肝炎です。

肝炎はウイルス感染によるものが約80%です。

ウイルスにはA・B・C・D・E型が確認されています。それぞれが移って肝炎になったときの体の様子は異なり、A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎などといわれています。

主な肝炎のうち、A型は食べ物や水から移り、B型、C型は血液から移ると考えられています。

B型・C型肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状が現れないことがあり、慢性化しやすく、慢性肝炎、肝硬変、さらには肝がんに進展していくこともあります。

平成14年度から区の住民健診(節目健診、高齢者健診)にB型・C型肝炎ウイルス検査が新たに導入されました。

肝炎ウイルスに感染していることが分かったら、かかりつけ医もしくは専門医で受診してください。定期的に血液検査や画像診断などで肝炎の状態のチェックや指導を受け、健康管理に努め、必要に応じて適切な治療を受けましょう。

(豊島区医師会提供)

ルールを守ってきれいな選挙 クリーン選挙

不在者投票

不在者投票とは、投票日当日、次の①～④の事由によって自ら投票所へ行って投票することができない選挙人が、投票日の前に投票することができる制度です。

- ①投票日に、職務もしくは業務または冠婚葬祭などの用務に従事することが見込まれる場合
- ②レジャーや買い物または事故などのため、その属する投票区外に旅行または滞在していると見込まれる場合
- ③病気や負傷、妊娠、老衰、もしくは身体の障害などの理由で歩行が困難であると見込まれる場合、または監獄等に収容されている場合
- ④引越しなどで、投票日に投票区の属する区市町村外の住所に居住していると見込まれる場合

※都道府県議会議員および都道府県知事の選挙については、都道府県外に引越した場合は選挙権がなくなるため、投票できません。また、区市町村議会議員および区市町村長の選挙についても、区市町村外に引越した場合には選挙権がなくなるので、投票できません。

不在者投票ができる期間

選挙期日の公示(告示)日～投票日前日 午前8時30分～午後8時(土

・日曜日を含む)
不在者投票の方法
●選挙人名簿登録地(豊島区)で不在者投票をする方

「選挙のお知らせ」はがきを不在者投票所に持参のうえ、受付で「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記載し、提出してください。なお、「選挙のお知らせ」はがきなくても、豊島区の選挙人名簿に登録があれば不在者投票はできます。

●選挙人名簿登録地以外(他区市町村)で不在者投票をする方

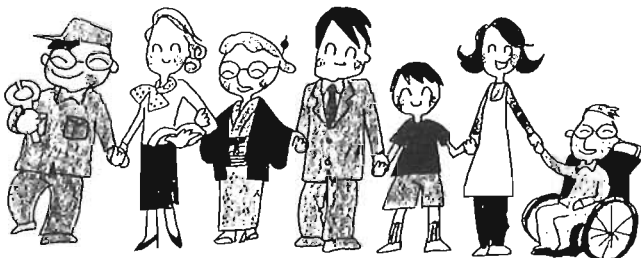
①「不在者投票宣誓書兼請求書」(各選挙管理委員会で配布)に必要事項を記載し、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会(豊島区の選挙人名簿に登録されていれば豊島区選挙管理委員会)に投票用紙を請求してください。

②「不在者投票宣誓書兼請求書」を審査し、次の書類を送付します。
・投票用紙(事前に記載すると受理できません)
・不在者投票用封筒(外・内封筒の2種類があります)

③以上の書類を滞在先の選挙管理委員会に持参し、投票してください。
●指定病院(施設)に入院(所)中の方

投票日当日に投票所へ行けない方は、病院(施設)内で投票できますので、院長(施設の長)に申し出てください。

◇詳細…選挙管理委員会事務局 ☎3981-4464



提言の概要

なぜ今パートナーシップが求められているのか

この提言での「パートナーシップ」とは、地域の諸団体と行政とが、自立したパートナーとしてお互いを認め、社会的目的の実現に向け協議し政策を提言したり、それぞれの団体がもつ多様な専門性や技術を活かして、共通する課題の解決やサービスの提供などの活動を行ったりすることです。

地域社会との関わりを生み出す「仕組みづくり」
区内には、地域の中で孤立している人や地域活動に興味を持ちながらきつかけをつかめずにいる人がいます。

パートナーシップを確立するために、今、何が必要か

区内には、2千600以上の地域活動団体があります。地域活動団体と区は、これまで協力して、さまざまな事業やサービスの提供を行ってきました。しかし、どちらかというところの事業に地域活動団体が協力するという形態が多く、「自立したパートナー」としての関係には至っていませんでした。

豊島区におけるパートナーシップ形成基盤の現状

法的に明確化され、地域の実情に応じた施策を展開する時代が来ています。

地域活動団体の活動基盤の整備

区内で活動している団体のほとんどが小規模で活動基盤も弱く、さまざまな課題を抱えています。人材や資金の確保という意味では、区と協力して情報提供やコーディネートを行うことが大切です。また、必要がある場合には、NPO法人や中間法人など法人化を推進し、活動基盤の整備を図ることも考えられます。

パートナーシップを確立するための具体策

パートナーシップを確立するための具体策として、次の項目が必要とされます。

活動拠点の設置

活動拠点とは
地域活動団体の事務所としての役割
地域活動団体の交流場所や情報発信の役割
を併せもつ施設

【設置する目的】

- ① 地域活動団体の基盤強化

活動の充実

- ② 地域で生活する人々の交流の場

地域生活上の課題の解決に向けた区民自身による取り組みを支援

【設置する目的】

- ① 地域活動団体の連絡先となる。
- ② 地域活動団体の資料などを置いておくことができる。
- ③ 地域活動団体相互の情報交換ができる。
- ④ 地域活動団体についての情報を提供することができる。
- ⑤ 地域活動に必要な人材や資金などの情報を提供することができる。
- ⑥ 利用目的などに応じた利用日や利用時間の設定をすることができる。
- ⑦ 印刷機やコピー機を使用し、作業をすることができる。
- ⑧ インターネットを利用した情報検索・情報提供ができる。
- ⑨ 地域活動に参加する機会を提供することができる。
- ⑩ 地域活動に関する相談に対応することができる。

用語の解説

① 協働

お互いの立場を認めながら、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて、サービスを提供するなどの協力関係(東京都生活文化局「社会貢献団体との協働マニュアル」)

② パートナーシップ

地域の諸団体と区とが、自立したパートナーとしてお互いを認め、社会的目的の実現に向け協議し政策を提言したり、それぞれの団体がもつ多様な専門性や技術を生かして共通する課題の解決やサービスの提供などの活動を行ったりすること。

③ 地域活動団体

地域において自主的な活動を行っている団体。ボランティア団体やNPO法人をはじめ、町会などの地縁団体や学習団体、スポーツ団体などを指す。

④ NPO

「Nonprofit Organization」の略で、民間の非営利組織のこと。福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に主体的に取り組んでいる組織を指す。

NPOのうち、1998年に施行された特定非営利活動促進法(NPO法)に従って認証、設立された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。NPO法上の特定非営利活動を行うことを主な目的としている。

地域活動団体が必要とする
人材確保の支援策
① 専門知識を持つ人材(ターナー処理、会計・事務)
② 個々の活動を行う人々

ア. センターごとに人材バンクを設置する
イ. 区内外のさまざまな機関と協力し、情報の共有化を図る

地域活動団体の情報



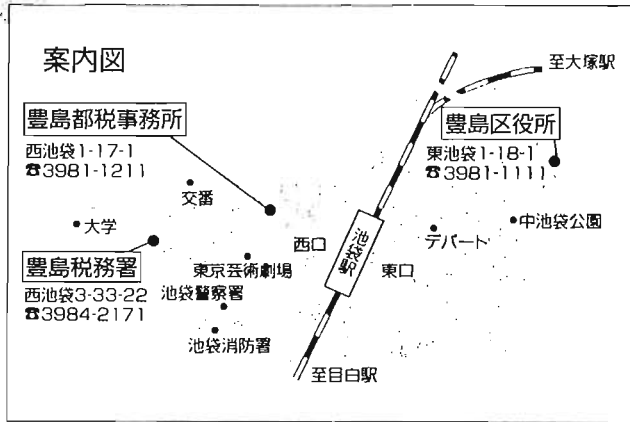
⑥ パートナーシップ条件(仮称)の制定

区民の自主的な地域活動を推進するとともに、地域活動団体と区とのパートナーシップを確立

この提言を解説します
区内で活動しているグループ・団体等の学習会に、区の職員が出向きます。
◇問い合わせ：社会教育係 ☎3981-1189
◇問い合わせ：地域振興担当係 ☎3981-0479
(アドレス1面参照)
健康センター、ホームページ
◇問い合わせ：地域振興担当係 ☎3981-0479

税の申告は正しくお早めに

3月になると窓口が混雑します。特に混み合う3月13～17日(15・16日は休み)を避けて早めに申告を済ませましょう。



豊島税務署から

西池袋3の33の22 ☎3984・2171

(1～3月は駐車場のご利用ができません)

申告書の受付期間および相談

所得税

2月17日(月)～3月17日(月)

贈与税

2月3日(月)～3月17日(月)

個人事業者の消費税

地方消費税

1月6日(月)～3月31日(月)

※各税の納税期限は受付期間最終日です。税務署は土・日曜日および祝日は休みですが、郵送または税務署の時間外収受箱を利用して申告書を提出できます。

申告書は自分で書いて、早めに提出しましょう

「確定申告の手引き」などを参考にして記入し、早めに窓口または郵送で提出してください。

ホームページの所得税確定申告書が利用できます

国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書を、そのまま税務署に提出できます。

アドレス <http://www.nta.go.jp>

還付金を早く受け取るためには早めに申告が必要です

還付金を受けるための申告書は、1月から提出できます。

※申告の際にご確認ください

①振込先は、申告者(本人)名義の口座に限ります。

②転居や結婚等で住所や氏名が変わったときは、金融機関で変更の手続きをしてください。

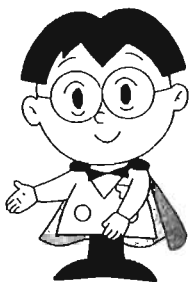
③記載相違、記載漏れや書類(源泉徴収票、医療費の領収書、その他必要書類)の添付漏れがある場合は、還付できない場合があります。

納税には、安心して
便利な口座振替を
ご利用ください

手続は当署窓口、金融機関でお尋ねください。「申告の手引き」でも案内しています。

広域還付申告センターをご利用ください

①2月3日(月)～14日(金) JR東
京駅日本橋口②20日(木)～26日(水)
新宿駅西口広場イベントコナ
1◇いずれも午前9時～正午、
午後1～5時(土・日曜日、祝
日を除く)◇還付申告書の受理
(提出書類は、各住所(納税
地)の税務署へ送付)、所得税の
申告書用紙等の配布、還付申告
書の書き方の助言(土地や建物
などの売却による譲渡所得のあ
る方を除く)



豊島都税事務所から

西池袋1の17の1 ☎3981・1211

償却資産

(固定資産税)
申告は1月31日(金)まで

◇申告が必要な方
平成15年1月1日現在、償却資産(土地、家屋以外の事業用資産で所得税または法人税で減価償却の対象とされているもの)を所有している方

土地の用途変更

申告は1月31日(金)まで

◇申告が必要な方
平成14年中に、土地の利用状況や家屋の用途を変更し、平成15年1月1日現在土地を所有している方。

法定調書、給与支払報告書等の提出期限は、1月31日(金)です

①税務署に提出する
主な法定調書

給与所得の源泉徴収票、報酬・料金・契約金および賞金の支払調書、退職所得の源泉徴収票、不動産の使用料等の支払調書、不動産等の譲受けの対価の支払調書、不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書
※法定調書には「番号」「整理番号」を明記のうえ、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を添付。

◇問い合わせ：当署資料情報担当 ☎3984・2171(内線)582

②市区町村に提出する
給与支払報告書等

◇給与支払報告書の提出先：受給者の平成15年1月1日現在の住所の市区町村◇退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出先：受給者の平成14年1月1日現在の住所の市区町村。

◇問い合わせ：区税務課 ☎3981・1111(内線)2321

豊島区役所税務課から

東池袋1の18の1 ☎3981・1111

住民税

申告は3月17日(月)まで

◇申告が必要な方
①平成15年1月1日現在、区内在住で14年中に収入があった方
※外国籍の方にも原則として住民税が課税されます。

②住まいが豊島区になく、区内に事務所・事業所・マンション等の家屋を所有している方
③非課税証明書が必要な方

年金所得者のための所得税確定申告書作成説明会

会場	開催日
長崎第三区民集会所(長崎2-27-18)	2月3日(月)
千早社会教育会館(千早2-35-12)	2月4日(火)
区民センター(東池袋1-20-10)	2月5日(水) 2月6日(木)
駒込福祉作業所(駒込4-7-1)	2月7日(金)
南大塚社会教育会館(南大塚2-36-1)	2月10日(月)

◇時間：午前9時30分～正午、午後1～4時(受付は午後3時30分まで)

◇対象：年金所得のみの方、年金と給与所得がある方

◇詳細：豊島税務署 ☎3984・2171

※午前中は大変混み合いますので、税務署から案内のない方は、午後にご利用ください。

税理士の所得税無料相談をご利用ください

◇相談日/会場
①2月25日(火)～3月10日(土)日曜日を除く/豊島税務署
②2月25日(火)～3月10日(土)日曜日を除く/豊島税務署
③3月3日(月)～3月6日(木)/長崎第三区民集会所
④3月3日(月)～3月7日(金)/東区民事務所
⑤3月5日(水)～3月7日(金)/駒込福祉作業所

◇相談時間：午前9時30分～正午、午後1～4時(受付は午後3時30分まで)

◇対象：小規模事業者(なお、還付申告の相談も受け付けています。)

※高額所得者、譲渡所得のある方、青色申告者等を除く。

◇詳細：豊島税務署 ☎3984・2171

申告書を送付します

昨年、住民税の申告をした方には2月中旬に送付します



健康 HEALTH

費用の記載がない事業は無料です

精神保健福祉セミナー

①1月29日(木)「地域生活支援の背景と現状」②2月5日(木)「豊島区の社会資源」③2月12日(木)「障害者福祉制度～成年後見制度・生活保護を中心に」④2月19日(木)「地域生活支援で大切なこと」⑤2月26日(木)シンポジウム「地域生活支援とホームヘルプ事業」

午後6時から(②③は午後1時30分から)エポック10◇講師…精神科医師ほか◇当日直接会場へ※1講座のみの参加可。◇詳細…池袋保健所健康推進課☎3987-4174、長崎健康相談所☎3957-1191

お母さんのための小児ぜん息教室

2月6日(木) 午前10時～正午 池袋保健所◇ぜん息の心理を理解して、適切な助言で元気になるように◇講師…昭和大学小児科医/岩崎み子氏◇申込み・詳細…公害保健係☎3987-4220

DV(ドメスティックバイオレンス)講演会

2月7日(金) 午後2～4時 エポック10◇講師…遠藤晴彦問題相談室室長/遠藤優子氏◇当日直接会場へ◇詳細…池袋保健所健康推進課☎3987-4174

講演会「痴ほう予防の考え方とその方法」

2月17日(月) 午後2時30分～4時30分 長崎健康相談所◇講師…東京都老人総合研究所研究員/矢直美氏◇80名◇申込み・詳細…当相談所へ※先着順☎3957-1191

こころの病のある方へ

こころの病のある方が、医療を継続しながら障害を克服して地域で生活を営むためには、それを支える様々な支援の場が必要です。区内では、公的・私的な支援の場で、様々な活動が行われています。◇詳細…直接各施設へ

共同作業所(社会適応等通所訓練施設)

施設名	所在地
染井クリエイト	駒込7-16-19 ☎5394-6533
ハートランドひだまり	北大塚3-28-10 ☎3949-1921
共同作業所オーク	西池袋2-39-8 ☎5392-8287
フレンドシップ	目白4-13-3 ☎3952-3933

グリーンベベ	目白4-13-11 ☎5982-6381
メンタルワークセンター ドンマイ	南長崎6-34-7 風の樹ビル4階 ☎3950-5518
あおぞら作業所	長崎3-6-18 ☎3972-8380
オフィスあおぞら	長崎3-15-5 ☎3959-4508
このはの家	長崎4-20-8 ☎3972-8368
ゆうかりハウス	千早3-38-6 ☎3554-8284
サンハウス	千川2-37-6 ☎3972-2375

通所授産施設(就労訓練通所施設)

マイファームみのり	北大塚3-34-7 ☎3915-9051
-----------	-------------------------

地域生活支援センター

地域生活支援センター こかげ	北大塚3-34-7 ☎3949-1990
----------------	-------------------------

保健所

池袋保健所	東池袋1-20-9 ☎3987-4174
長崎健康相談所	長崎3-6-24 ☎3957-1191

2月は「ねずみ駆除強化月間」です

近隣の方と協力しあい、ねずみの防除に努めましょう。

◇防除の注意点…

- ねずみの餌をなくす。
- ねずみの侵入口をふさぐ。
- 巣の材料や住みかを与えない。

①アンケート調査にご協力ください

池袋保健所窓口で調査を行います。◇2月3～28日 午前10時～午後4時※ご協力いただいた方(世帯)へ粘着板(2枚まで)を差し上げます。代理不可。

②ねずみ駆除出張相談を行ないます

2月5日(木) 駒込区民集会所(駒込4-12-3)、13日(木) 千早社会教育会館、19日(木) 東池袋第4区民集会所(東池袋4-32-15) いずれも午前10時～午後3時◇1世帯30分程度。予約要。

③ねずみ・ダニ等駆除講習会

2月7日(金) 長崎健康相談所、25日(火) 池袋保健所 午後1時30分～3時 ◇申込み・詳細…池袋保健所生活衛生課へ☎3987-4176

2月 保健所カレンダー

予約制等の事業は随時受け付けているため、定員に達していることがありますのでご了承ください。

事業名	池袋保健所 ☎3987-4172～4	長崎健康相談所 ☎3957-1191	
子どもの健康	乳児健康診査(4か月児)	4・18日(火) 午後1～2時	4・25日(火) 午後1時30分～2時30分
	ツベルクリン反応検査(4歳未満児)	6・20日(木) 午後1～2時	6・27日(木) 午後1時30分～2時30分
	結核予防接種(BCG)(4歳未満児)	7・14日(金) 午前9～10時	27日(木) 午前9～10時
	1歳6か月児健康診査	25日(火) 午後1～2時	20日(木) 午後1～2時
	3歳児健康診査	28日(金) 午前10～11時	
	療育相談(予約制)	6・13・20・27日(木) 午前9時～10時30分	4・18・25日(火) 午前9時～10時30分
	歯科衛生相談(4歳未満児)	7・14・21・28日(金) 午後1時～3時30分	
	母親学級(予約制)		22日(土) 午後1時～3時30分
	父親学級(両親学級)(予約制)		
	小児ぜん息相談	25日(火) 午前10時～11時30分	◇問い合わせ…公害保健係☎3987-4220
おとなの健康	企業健診(予約制・有料)	5日(木) 午前9時～10時30分	3日(月) 午前9時～10時30分
	住民健診(予約制)	5・19日(木) 午後1時～2時30分	24日(月) 午前9時30分～10時30分
	生活習慣(成人)病相談	12・26日(火) 午後1時～2時30分	3日(月) 午後1時30分～2時30分 5日(木) 午後1時30分～2時30分 24日(月) 午前9時30分～10時30分
	栄養相談(予約制)	12・26日(火) 午後1時30分～3時	
	成人歯科相談		24日(月) 午前9時30分～10時30分
	機能訓練「星にわがいを」		21日(金) 午後1～3時
	胃がん検診(予約制)		6・13・20日(木) 午前9時～10時30分
	エイズ相談	午前9時～正午、午後1～5時	
	〈巣鴨分庁舎〉健康相談と健康教室	毎週水曜日 午前9時30分～11時30分(健康相談・子育て相談) 午後1時30分～3時30分(二ここ体操教室) 毎週木曜日 午後1時30分～3時30分(高齢者・障害者の機能訓練)	
	こころの相談	デイケア(要事前相談)	毎週月・水・金曜日
嗜癪ミーティング(予約制)		13日(木) 午後1時30分～3時	
高齢者こころの相談(予約制)			4日(火) 午後1時30分～3時
精神保健福祉相談(予約制)			14日(金) 午後2～4時
嗜癪の家族相談(予約制)		3日(月)・25日(火) 午前9時30分～11時	
その他	飼犬のしつけと健康相談 ◇池袋保健所 24日(月) 午後1～3時 ◇問い合わせ…生活衛生課☎3987-4175		

母子健康相談

次の保健福祉部巣鴨分庁舎、長崎健康相談所および各児童館(館名のみ)で実施しています。
4日(火) 池袋本町・南大塚、5日(水) 巣鴨分庁舎、17日(月) 西池袋、18日(火) 高田、21日(金) 上池袋第一、25日(火) 駒込 各会場とも午前10時～10時30分
28日(金) 池袋保健所 午後1時15分～2時15分
◇詳細…池袋保健所☎3987-4174
5日(火) 長崎第一 午前10時～10時30分、20日(木) 高松 午前10時～10時30分
24日(月) 長崎健康相談所 午後1時30分～2時30分、26日(火) 要町第一 午前10時～10時30分
◇詳細…長崎健康相談所☎3957-1191

新春講演と映画のつどい

2月3日(月) 午後4～6時 エポック10◇講演「斎藤百合の生涯」、映画「鏡のない家に光あふれ(斎藤百合の生涯)」◇講師…日本点字図書館会長/本間一夫氏◇100名※保育あり(2～4歳。要予約)◇申込み・詳細…中央図書館管理係へ☎3983-7861

サンシャインプラネタリウムへ親子を招待します

3月8・15日(土) 午前10時から◇区内在住、在学の小学生と保護者◇各日120組240名◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照。小学校名、学年、保護者名、希望日も記入)で、2月15日(必着)までに、「生涯学習課社会教育係」(あて先上部欄外参照)へ※応募者多数の場合は抽選。
◇詳細…当係☎3981-1189

生活情報メールマガジンの読者を募集します

定期的に講座、イベント等の情報を配信します。
◇申込み…住所、氏名、Eメールアドレス、「メールマガジン希望」と記入し、[Eメール shosei@t.toshima.ne.jp](mailto:shosei@t.toshima.ne.jp)へ
◇詳細…消費生活センター☎5992-7015

講演・講習

家庭教育講座 椎名町小学校 PTA

2月5日(木) 午後4時～5時30分 当校和室◇「能との出会い」◇講師…観世流能楽師/遠藤喜久氏・鈴木敬吾氏※保育あり(2歳以上の未就学児。要予約)◇申込み・問い合わせ…1月31日までに当校 PTA 前田へ☎ 極3950-3588
◇詳細…社会教育係☎3981-1189

イベント情報

費用の記載がない事業は無料です

このマークは区制施行70周年記念事業です

江戸川乱歩展

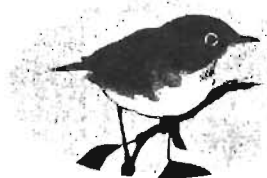
1月29日(木)～2月9日(日) 西武ギャラリー(池袋西武イルムス館2階)◇500円※中学生以下無料◇主催/同実行委員会(豊島区ほか)、(株)日本推理作家協会◇入場券販売…としまコミュニティチケットセンター☎3590-5321
◇詳細…企画調整係☎3981-4201

区立中学校連合作品展覧会

1月31日(金)～2月3日(月) 午前9時30分～午後5時(31日は午後1時から。3日は正午まで) 区民センター総合展示場◇書写、美術、技術家庭作品◇主催/教育委員会、豊島区立中学校教育研究会◇詳細…指導室☎3981-1146

自然観察会

2月8日(土) 午前9時30分～正午 井の頭自然文化園(中央線吉祥寺駅徒歩10分)◇野鳥、植物の観察◇講師…同園職員◇区内在住、在勤の方◇35名◇交通費は自己負担※筆記用具、双眼鏡等持参◇主催/東京都井の頭自然文化園・豊島区◇申込み・詳細…2月3日までに環境管理係へ☎3981-2690



イベント情報

EVENTS

郷土資料館 歴史講座「学徒勤労働員」

①2月8日(土) 「学徒勤労働員はなぜ、どのように行われたか」◇講師…都立松が谷高校教諭/齊藤 勉氏(「東京都学徒勤労働員の研究」著者)

②2月15日(土) 「戦時下の十五歳～勤労働員の体験から」◇講師…立教中学元教諭/伊藤俊太郎氏(「十五歳の日記 空襲と勤労働員の記録」著者)

③2月22日(土) 関連映像資料を使っの解説◇当館学芸員

①～③とも午後2～4時 勤労福祉会館◇40名◇申込み…詳細…当館へ※先着順。全回参加できる方優先☎3980-2351 消費者学校

「どうなっているの日本人の食事情」

①2月19日(木)「遺伝子組み換え稲がやってくる」

②27日(木)「BSE(狂牛病)はこれからどうなるのか」

③3月6日(木)「輸入野菜の安全性」

各日午前10時～正午 生活産業プラザ多目的ホール◇講師…ジャーナリスト/天笠啓祐氏◇30名※保育あり(1歳半以上。要予約)◇申込み…消費生活センターへ※ファクス可。全回参加できる方優先☎5992-7015、☎5992-7024 南大塚社会教育会館 「コサージュ作り」

①2月22日(土) 午前10時～正午②25日(火) 午後6時30分～8時30分◇講師…フラワーコーディネーター/桃井久子氏◇区内在住、在勤の方◇2,500円◇各日15名※22日は保育あり◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照。希望日も記入。保育希望は子どもの名前と年齢も記入)で2月5日(必着)までに「〒170-0005 南大塚2-36-1 南大塚社会教育会館」へ。

◇詳細…当館☎3946-4301

小・中学校公開講座

「バ」から始めるパソコン初級講座

2月17日(月)・19日(水) 午後5時30分～7時30分 さくら小学校◇マウスでお絵かき。インターネット体験◇講師…当校教諭◇区内在住、在勤の方◇15名◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、1月31日(必着)までに「生涯学習課学校開放係」(あて先上部欄外参照)へ※応募者多数の場合は抽選。

◇詳細…当館☎3981-1335

青年館 パソコン教室(第2回)

①4日間午前コース 3月4日(火)～7日(金) 午前9時～正午

②4日間午後コース 3月4日(火)～7日(金) 午後1～4時

③4日間夜間コース 3月4日(火)～7日(金) 午後6～9時

④2日間コース 3月8日(土)・9日(日) 午前9時～午後4時

◇ワード(文書作成)、エクセル(表計算)の基本◇区内在住、在勤で18歳以上の方◇各20名◇1,800円(テキスト代別途500円)◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、2月6日(必着)までに「〒171-0014 池袋2-35-5 青年館」へ※一人1通1コースのみ。応募者多数の場合は抽選。駒込・巣鴨・千早社会教育会館・青年館で実施した同教室受講者は不可。

◇詳細…当館☎3986-6740

日曜教室のボランティアを募集します

この教室は心身障害学級卒業生が日常生活に必要な教養を身につけたり、余暇活動を行う事業です。

◇実施日…隔週日曜日(年間22回程度) 午前8時30分～午後5時※時間は相談可◇場所…真和中学校、南大塚社会教育会館◇活動内容…教養講座、工芸、料理、スポーツ、野外活動等◇心身障害者教育に関心のある18歳以上の健康な方◇申込み…詳細…社会教育係へ☎3981-1189

スポーツ

総合体育場 少年野球教室

2月11日(火) 午前9時から※雨天の場合は大塚台小学校体育館◇区内在住、在学の小学生◇指導…元プロ野球選手、豊島区少年野球連盟◇申込み…詳細…2月5日までに当施設へ☎3971-0094

小・中学校公開講座

「心と体いきいきスポーツ入門」

2月14・21日(金) 午後7～9時 時習小学校体育館◇講師…当校教諭(日本体育施設協会公認トレーニング指導士)◇区内在住、在勤の方◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、2月6日(必着)までに「生涯学習課学校開放係」(あて先上部欄外参照)へ。

◇詳細…当館☎3981-1335

第3回区民スキースクール

3月6日(木)夜発～9日(日) 志賀高原◇講習、級別テスト◇区内在住、在勤の方◇39,500円◇80名◇主催/豊島区スキー協会、後援/教育委員会◇申込み…はがき(はがき記入例参照)で、2月7日(消印有効)までに「〒111-0022 台東区清川1-5-1 伊藤」へ※応募者多数の場合は抽選。

◇詳細…当協会 伊藤☎3874-8061、スポーツ振興係☎3981-1334

けやき 60歳以上の区民の方へ

シニアパソコン初心者入門講習会

2月5日～3月26日 水曜日 午前10時～正午 池袋本町ほほえみクラブ(障害就労支援センター内)◇ワードの習得◇指導…シニア情報生活アドバイザー◇10名◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、1月30日(必着)までに「〒170-0013 池袋1-39-2 高齢者福祉課いきがい係」へ。

◇詳細…当館☎3981-1734

長崎ことぶきの家 新春の集い

1月30日(休) 午前10時～午後3時30分◇舞台発表※60歳未満の方もどうぞ。

◇詳細…当館☎3554-4411

池袋ことぶきの家 歌曲を楽しむ会

2月13日(休) 午後2時～3時20分◇シチュエルト歌曲と日本歌曲の調べ◇バリトン独唱/池田信博氏(昭和音楽大学講師)◇当日直接会場へ※60歳未満の方もどうぞ。

◇詳細…当館☎3982-9658

西巣鴨ことぶきの家 健康教室

2月14日(金) 午後1時30分～3時◇ねずみ防除。

◇詳細…当館☎3918-4197

コミュニティ振興公社

申込み…詳細…としまコミュニティチケットセンターへ☎3590-5321(土・日曜日・祝日を除く)

東京フィルハーモニー交響楽団演奏会

～チャイコフスキー&ドヴォルザーク 3月6日(木) 午後7時開演 東京芸術劇場大ホール◇曲目…ヴァイオリン協奏曲 二長調 OP35ほか◇ヴァイオリン/川島成道、指揮/下野竜也◇S席3,500円、A席3,000円、B席2,500円、C席2,000円 全席指定※未就学児の入場不可。チケットぴあでも販売。

募集

保健福祉センター訪問看護指導員(非常勤)

◇平成15年4月1日現在、59歳以下で保健師または看護師の資格がある方◇高齢者等の保健指導や助言および介護保険の要介護認定調査◇月16日、午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)◇月額244,000円(社会保険料、交通費含む)◇4月1日採用。任期1年(更新可)◇2名◇選考…作文・面接◇申込み…2月6日までに、所定の申込書(中央保健福祉センターで配布)、写真(縦3cm×横2cm)2枚、免許証(写し)を添えて、中央保健福祉センターへ直接持参。

◇詳細…当センター☎3981-1963 高松在宅介護支援センター囃託員(非常勤)

◇平成15年4月1日現在、60歳以下で介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格のある方◇介護に関する高齢者への助言・ケアプラン作成など◇月16日勤務(午前8時30分～午後5時15分)◇月額(予定)208,300円(社会保険料、交通費含む)◇4月1日採用予定。任期1年(更新可)◇1名◇申込み…2月10日までに①履歴書(履歴事項欄のあるものに写真貼付)②作文(テーマ/要介護高齢者と接するうえで特に配慮すべきこと※A4判原稿用紙使用<600字～800字>)

③介護支援専門員登録証の写しを「高齢者福祉課管理係」(あて先上部欄外参照)へ郵送※提出書類は返却不可。書類審査の結果は2月21日までに通知。2月下旬に面接。

◇詳細…当館☎3981-1680

ことぶきの家自主運営指導員(有償ボランティア)

◇平成15年4月1日現在、区内在住の40～60歳で各ことぶきの家周辺の方◇従事施設/南大塚・西池袋・池袋・南長崎第二・要町の各ことぶきの家◇月12日程度(土・日曜日もあり)。午前8時30分～午後5時15分◇謝礼あり◇4月1日採用。任期1年(更新可)◇申込み…2月7日までに①履歴書(写真貼付)②作文(テーマ/高齢者のための身近な施設としての「ことぶきの家」でどのようなことを実践したいと考えていますか※400字詰め原稿用紙<600～800字>)を従事希望のことぶきの家へ持参。

◇詳細…高齢者福祉課管理係☎3981-1680

区立中学校小人数指導講師(非常勤)

◇平成15年4月1日現在、50歳未満で中学校教員免許がある方◇教科/国語、数学、社会、理科、英語◇年間165日、1日5時間程度(夏休み、冬休みは除く)◇時給2,000円程度◇4月1日以降採用◇20名程度◇選考…書類および論文・面接◇申込み…2月12日までに、履歴書(写真貼付)を「教育委員会指導室」(あて先上部欄外参照)へ郵送または持参。

◇詳細…指導室☎3981-1146

小・中学校開放管理員(臨時職員)

◇平成15年4月1日現在、18歳以上67歳までの健康な方◇施設管理・利用者への対応および開放事務等◇木曜日/午後2時45分～10時30分、土曜日/午前7時45分～午後1時45分、日曜日/午前7時45分～午後10時15分※勤務校により隔日勤務等あり◇雇用開始から6か月間◇時給980円◇若干名◇申込み…2月7日までに履歴書を学校開放係へ直接持参※後日、面接。

◇詳細…当館☎3981-1335

保養所等宿泊施設

秀山荘(山中湖)◇区内在住の方 猪苗代四季の里◇区内在住、在勤、在学の方

4月分利用案内 申込みは、専用はがきで2月1～10日(必着)

◇休館日…秀山荘/4月8・9日 猪苗代四季の里/4月15・16日 ◇抽選…2月13日(休) 本庁舎地下 第3会議室 午前9時から ※専用はがき・パンフレットは、区民事務所、図書館、区民施設係で配布。

3月分空室状況(はがき抽選結果)

◇空室電話受付/1月27日(月) 午前9時から※時間厳守◇申込み…区民施設係へ☎3981-4623

※受付初日は、電話受付優先のため、窓口での予約申請はご遠慮ください。また、電話が集中し、大変かかりにくくなりますので、時間をおいてかけ直してください。

Table with columns for dates (3月) and locations (秀山荘, 四季の里) showing room availability status (満室, 少しい空室, 無印, 休館日等).

「こちら豊島区役所です!」

としまテレビ(CATV 5チャンネル)で放送中

毎日4回(午前7時30分・正午・午後7時30分・11時)各30分放送

2月の主な番組

「としまホット」/「洋画家 森田茂作品展」(2月前半放送)

「特別番組」/「みんなで歌い継ぐ、区民の歌発表会」(2月前半放送)

「としまの文化財」/赤門で有名な「金剛院」

◇詳細…映像広報担当係☎3981-4170

Table showing population and household statistics for Toshima Ward, including total population, registered residents, foreign residents, and households.

証(写し)を添えて、中央保健福祉センターへ直接持参。

◇詳細…当センター☎3981-1963

高松在宅介護支援センター囃託員

(非常勤)

◇平成15年4月1日現在、60歳以下で介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格のある方◇介護に関する高齢者への助言・ケアプラン作成など◇月16日勤務(午前8時30分～午後5時15分)◇月額(予定)208,300円(社会保険料、交通費含む)◇4月1日採用予定。任期1年(更新可)◇1名◇申込み…2月10日までに①履歴書(履歴事項欄のあるものに写真貼付)②作文(テーマ/要介護高齢者と接するうえで特に配慮すべきこと※A4判原稿用紙使用<600字～800字>)

③介護支援専門員登録証の写しを「高齢者福祉課管理係」(あて先上部欄外参照)へ郵送※提出書類は返却不可。書類審査の結果は2月21日までに通知。2月下旬に面接。

◇詳細…当館☎3981-1680

ことぶきの家自主運営指導員(有償ボランティア)

◇平成15年4月1日現在、区内在住の40～60歳で各ことぶきの家周辺の方◇従事施設/南大塚・西池袋・池袋・南長崎第二・要町の各ことぶきの家◇月12日程度(土・日曜日もあり)。午前8時30分～午後5時15分◇謝礼あり◇4月1日採用。任期1年(更新可)◇申込み…2月7日までに①履歴書(写真貼付)②作文(テーマ/高齢者のための身近な施設としての「ことぶきの家」でどのようなことを実践したいと考えていますか※400字詰め原稿用紙<600～800字>)を従事希望のことぶきの家へ持参。

◇詳細…高齢者福祉課管理係☎3981-1680

区立中学校小人数指導講師(非常勤)

◇平成15年4月1日現在、50歳未満で中学校教員免許がある方◇教科/国語、数学、社会、理科、英語◇年間165日、1日5時間程度(夏休み、冬休みは除く)◇時給2,000円程度◇4月1日以降採用◇20名程度◇選考…書類および論文・面接◇申込み…2月12日までに、履歴書(写真貼付)を「教育委員会指導室」(あて先上部欄外参照)へ郵送または持参。

◇詳細…指導室☎3981-1146

小・中学校開放管理員(臨時職員)

◇平成15年4月1日現在、18歳以上67歳までの健康な方◇施設管理・利用者への対応および開放事務等◇木曜日/午後2時45分～10時30分、土曜日/午前7時45分～午後1時45分、日曜日/午前7時45分～午後10時15分※勤務校により隔日勤務等あり◇雇用開始から6か月間◇時給980円◇若干名◇申込み…2月7日までに履歴書を学校開放係へ直接持参※後日、面接。

◇詳細…当館☎3981-1335

はがき記入例

- ①事業またはイベント名
②〒住所
③氏名(ふりがな)
④年齢
⑤性別
⑥電話番号
⑦その他必要事項

※往復はがきを利用する場合、返信に〒住所、氏名を記入してください。